

地域福祉権利擁護事業

令和2年7月9日

彦根市社会福祉協議会

地域福祉権利擁護事業の案内

- 滋賀県内の市町社会福祉協議会では、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、安心して暮らしていくよう、本人の意思決定にもとづき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行う地域福祉権利擁護事業を実施しています。

※ 全国的には“日常生活自立支援事業”という名称が一般的ですが、滋賀県では“地域福祉権利擁護事業”を名称としています。また、本事業は社会福祉法上「福祉サービス利用援助事業」として位置づけられています。

こんな不安はないですか？

- ・福祉や介護のサービスを利用したいけど、自分では申し込めない…
- ・故郷で暮らす両親の金銭管理が不安…
- ・通帳やハンコ、大事な書類の起き場所を忘れてしまう…
- ・知的障害のある親戚の人がもらった年金をすぐに使ってしまう…
- ・水道代や電気代の支払いを忘れてしまう… etc

利用できる人

- ・認知症や知的障害、精神障害のある方など判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用の仕方や手続きに不安があったり、日常的な金銭の管理が不安な方を対象としています。

※障害者手帳等の有無は問いません。

※身体的に銀行に行けない人は対象になりません。

※契約能力が認められない方や、本事業では対応できないような財産を守る必要がある人、消費者被害を防ぎたい方などには「成年後見制度」をご利用ください。

だれがお手伝いしてくれるの？

- ・お住まいの市町の社会福祉協議会（社協）にまずはご相談ください。
専門員や生活支援員がお話を聞きお手伝いをします。

どんなことをしてくれるの？

①福祉サービス利用援助: 福祉サービスに関する相談やサービスの内容を説明したり、申込みや契約を一緒に行うなど、福祉サービスの利用をお手伝いします。

※①はほとんどケアマネさんに担ってもらっています。

②日常的金銭管理サービス: 病院のお金や公共料金の支払いなど、暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

③書類預かりサービス: 銀行や郵便局、農協の通帳、年金や保険の証書、権利証やはんこなどを大切にお預かりします。

※介護保険証等頻繁に使うものは原則預からないようにしています。

どうすればサービスを利用できるの？

- まずは、お住まいの市町の社会福祉協議会へご相談ください。担当職員が本人と一緒にサービスの内容を考えたり、説明させていただきます。その後、サービスの内容や利用頻度等を定めた支援計画を作成し、契約いたします。契約後は支援計画にそって、担当職員がサービスを提供します。

お金はかかるの？

- ・相談は無料ですが、サービスが始まると利用料金がかかります。ただし、生活保護世帯は無料です。その他、詳細の料金体系は各市町社協により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※彦根市社会福祉協議会の場合は、1支援につき1,000円頂きます。書類管理については、年間1,000円頂きます。

ただし、生活保護世帯および年金収入のみで月100,000円未満の方は利用料は免除となります。

地域福祉権利擁護事業にかかる人員体制

◎地域福祉課 生活相談支援係が担当

- ・5名体制
- ・専門員(正規職員)常勤2名(兼務)+(非正規職員)常勤1名
- ・生活支援員(非正規職員)常勤2名+非常勤1名(月10日)
※(非正規職員)常勤1名は専門員兼生活支援員

平成31年度相談援助件数

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
問合せ件数	31	8	5	1	45
初回相談件数	21	6	2	0	29
相談援助件数	1,763	2,549	2,096	50	6,458
合計	1,815	2,563	2,103	51	6,532

平成31年度新規契約件数

認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	生活保護(再掲)	計
15	7	2	0	12	24

平成31年度終了件数

認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
9	4	1	0	14

※解約理由 本人希望 5件、本人死亡 3件、成年後見制度移行 6件

平成31年度末における契約件数

認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	生活保護(再掲)	計
34	32	21	2	38	89

利用者数の推移

	認知症高齢者等	知的障害者	精神障害者	その他	生活保護(再掲)	合計
平成28年度末	23	25	20	5	32	73
平成29年度末	27	26	20	3	34	76
平成30年度末	28	29	20	2	28	79
平成31年度末	34	32	21	2	38	89

契約までの流れ①

①本人、家族、支援者(ケアマネや包括等)より、ご相談ください。

②支援者からフェースシート等を提供ください。

※1回目の面接までに本人希望の確認をしておいてください。

③1回目の本人面接。

※しおりに添って説明。利用意思、契約能力の確認。相続人等の確認。預り品の確認。収支の確認。

※2回目の面接までに金融機関に登録住所、登録電話番号、印鑑等の確認をしておいてください。

契約までの流れ②

④2回目の本人面接。

※利用意思の再度確認。1回目の面接にお願いしたことの確認。

⑤契約締結。

※契約書の説明同意、支援計画の説明同意、預かり書の発行、金融機関代理人設定書類への記入。

⑥金融機関にて代理人設定手続き。

⑦代理人設定完了後、初回の支援になります。

※スムーズに進めば1回目の本人面接から半月程度で契約締結となります。